

『児童扶養手当制度・特別児童扶養手当制度』について

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童がすこやかに成長することを目的として、手当を支給する制度です。

■支払月額（8月現在）

◎児童1人の場合

最大42,910円（所得に応じて決定されます）

◎児童2人の場合

1人の場合の月額に、最大10,140円を加算（所得に応じて決定されます）

◎児童3人以上の場合

2人の場合の月額に、1人につき最大6,080円を加算（所得に応じて決定されます）

■次の場合は受けられません

【主な点】

- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき

- ②子どもが児童福祉施設など（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
③定める額以上の所得があるとき

◎対象となるかた

次の①～⑨のいずれかに該当する18歳に達する日以後の3月31日の間にある子ども（心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を育てている父または母、もしくは生計を同じくする養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
②父（母）が死亡した子ども
③父（母）に一定の障害がある子ども（「父（母）の障害の基準」に該当する子ども）
④父（母）の生死が明らかでない子ども
⑤父（母）に1年以上遺棄されている子ども
⑥父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
⑦父（母）が1年以上拘禁されている子ども
⑧母が婚姻によらないで生まれた子ども
⑨母が出産したときの事情が不明な子ども

特別児童扶養手当制度とは

精神または身体に障害がある子どもを家庭で育てているかたに手当を支給する制度です。

手当を受けることができるかたは、精神または身体に障害がある20歳未満の子ども（「子どもの障害の基準」に該当する子ども）を育てているかたのうち、主として生計を維持するかたです。

■支払月額（8月現在）

◎1級のかた 52,200円

◎2級のかた 34,770円

■次の場合は受けられません

【主な点】

- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
②子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
③児童福祉施設などに入所しているとき
④定める額以上の所得があるとき

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請手続きについて

手当を受給するには申請が必要です。申請には戸籍謄本やマイナンバーがわかるものが必要になります。詳しくはお問い合わせください。



児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を

受給資格者は、毎年8月に「現況届（児童扶養手当）」、「所得状況届（特別児童扶養手当）」を提出しなければなりません。

この届は、毎年8月1日における所得と受給資格を確認し、手当を引続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象者には、7月末に通知を送付しましたので、8月1日（休）から8月23日（金）までに戸籍福祉係窓口にて現況届の提出をお願いします。（土日・祝日を除く）

なお、「現況届」「所得状況届」の提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132



以下のポイント項目を変更・追加しました

※4月から7月までのポイント項目は広報4月号に掲載しています。

変更・追加したポイント項目（8月～）

☆マークが変更、★マークが新規の項目です。

項目	ポイント獲得条件	ポイント数
☆歩数	各年齢別に設定された1日の目標歩数を達成 （※下表を参照）	2～15ポイント/日
★継続参加	月1回以上の歩数データの送信	100ポイント/月
★改善	3か月ごとのBMIまたは筋肉率が改善した場合または、それらの数値が基準範囲内の場合	1～1,000ポイント/3か月

【8月以降の歩数によるポイント】

年齢	2ポイント	4ポイント	9ポイント	12ポイント	15ポイント	基準歩数からの増加（毎月付与）	ポイント数
20歳～64歳	4,000歩	5,000歩	6,000歩	8,000歩	12,000歩	1,000歩以上 2,000歩未満	50ポイント
65歳～74歳	4,000歩	5,000歩	6,000歩	7,000歩	12,000歩	2,000歩以上 3,000歩未満	100ポイント
75歳～	3,000歩	4,000歩	5,000歩	7,000歩	9,000歩	3,000歩以上	150ポイント

基準歩数と毎月の平均歩数を比較し、歩数の増加量によりポイントを獲得できます。

- 【基準歩数】 ◎8月1日以前の参加者…8月1日以降に初めて1,000歩以上となった日から7日間の平均歩数
◎8月2日以降の参加者…8月2日以降に初めて1,000歩以上となった日から7日間の平均歩数

【継続参加によるポイント】

月1回以上、歩数データを送信することでポイントを獲得することができます。データ送信場所については、下記のとおりです。



データ送信場所一覧

- 美里町役場 ●セブン-イレブン美里小茂田店 ●セブン-イレブン美里中里店 ●円良田特産センター
- 保健センター ●セブン-イレブン美里南十条店 ●菓子処たかはし ●奈雲商店（水・金曜日のみ）
- コミュニティセンター ●セブン-イレブン美里古郡店 ●美里万葉の里直売所 ●萩原電機商会

【改善によるポイント】

体組成測定による改善

測定した日の属する月を1か月目として、3か月目の1日から末日までに測定した直近のデータと比較し改善された場合、ポイントを獲得することができます。

例：8月10日に測定した場合は10月1日～10月31日までに測定した直近のデータで改善されたかを判断します。

8月1日以降のポイント項目については、ホームページに掲載しますのでご確認ください。

なお、事業スケジュールについては右記のとおり変更ありません。

【ポイント獲得期間】

4月1日～令和2年3月31日

【ポイント交換】

令和2年度中を予定

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855